

安全の手引き

令和7年2月改訂
在ペルー日本国大使館

目次

はじめに

第1章 防犯の手引き

- 1 最近の当地犯罪発生状況
- 2 防犯のための具体的注意事項
- 3 交通事情と交通事故防止
- 4 外出の際の留意点
- 5 旅行の際の留意点
- 6 一般犯罪に遭ったときの対処
- 7 テロ・誘拐対策
- 8 自然災害
- 9 緊急連絡先
- 10 緊急時の言葉（スペイン語）

第2章 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

- 1 平素の心構え・準備
- 2 緊急時の行動

緊急事態に備えてのチェックリスト

はじめに

ペルーにおいては、一般犯罪件数は増加傾向にあり、社会争議も多く、いつ何時、争議が激化し、デモ行進や道路封鎖が行われるかは予想できません。一瞬の油断や過信から大きな事件に巻き込まれる可能性がありますので、起こり得る被害を未然に防ぐためにも、常日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、各々の生活や行動パターンにあわせて対策を考えておく必要があります。

なお、1980年代から1990年代にテロ活動を行っていたセンデロ・ルミノソ（SL）及びトゥパク・アマル革命運動（MRTA）が弱体化している一方で、SLの麻薬関連活動が活発になっている他、SL思想を引き継ぐMOVADef（恩赦と基本的人権のための運動）などの新たな政治グループが現れるとともに、テロの罪で服役していたSLメンバーが刑期を終え釈放されている等、引き続き注視が必要です。

また、世界各地で内乱、テロ事件や大規模自然災害が発生しています。こういった緊急事態の発生の際には、各自が責任をもって自己の安全対策に万全を期すよう努力することも必要です。

本手引きは、ペルーに居住する在留邦人の皆様が安全に生活できるよう基礎的な情報をまとめたものです。皆様の安全確保の一助になれば幸いです。

在留届提出、たびレジ登録のお願い

○在留届

海外に3か月以上滞在する場合は、大使館・総領事館へ「在留届」を提出することが旅券法で義務づけられています。在留届は、領事手続きの際に利用するだけでなく、大規模災害等の発生時に大使館からの緊急連絡、安否確認など緊急時の連絡を迅速に行うための基礎資料となります。

ご提出いただいた在留届の内容に変更が生じた場合は変更届を、在留地からの帰国や転居となった場合は帰国・転出届を提出しなければなりません。

○たびレジ登録

短期滞在や旅行の場合は「たびレジ」に登録することで安全のために役立つ緊急情報などを電子メールで受け取ることができます。

届出は次のリンクより提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

防犯の手引き

1 最近の当地犯罪発生状況

(1) 一般犯罪認知件数

犯罪種別	殺人	強盗・窃盗	強姦	詐欺	
発生 件数	2020年	2,938	136,494	17,168	8,915
	2021年	4,038	174,463	20,343	15,183
	2022年	4,625	227,793	22,343	20,352
	2023年	4,938	284,781	23,320	26,737

※出典：ペルー国家警察年次統計

上記件数はあくまで警察が把握した犯罪の統計であり、実際は更に多くの犯罪が発生しているものと考えられます。

(2) 一般犯罪の傾向

強盗・窃盗などの財産犯が急増しており、抵抗したために被害者が殺害される事件も発生しています。特にリマ市内では、近年不良外国人グループによる犯罪や敵対するサッカーチームのサポーター同士のトラブルに起因する銃撃戦も起きています。

これまで発生していた信号待ちの車両を狙った「窓割り強盗」や、「路上強盗(ラケテオ)」等の手口に加え、空港や飲食店等で腕時計等の高級貴金属を身につけた外国人駐在員や旅行者相手に狙いを定め、複数の犯人で後をつけて自宅やホテルに入るところを狙う「マルカ強盗」が多発しています。これら銃器を所持した犯人による事件が一般化していることからリマ市サン・イシドロ区、ミラフローレス区などの、これまで比較的安全とされている地域であっても注意が必要です。また、路上で携帯電話を使用している歩行者への携帯電話のひったくり被害が頻発しており、被害品である携帯電話端末からの情報流出や現金自動支払機(ATM)での情報読み取りによるインターネット犯罪被害も増加していますので、普段から周囲への用心を怠らないよう、十分注意してください。

以下は、ペルー国内で発生している主な犯罪です。

◆窃盗(スリ・置き引き・ひったくり・客室ねらい)

通行中に突然背後から襲われたり、声をかけてきた相手に気をとられている間に、その仲間が鞆を奪うケースです。特に、観光客の多い長距離バスターミナルやレストラン等で荷物から目を離したすきに盗難にあう事件が多発しています(リマのみならず、クスコ・マチュピチュ等の観光地で多発しています)。

また最近では、宅配業者を装ったバイク乗り等による携帯電話のひったくり被害が急増しています。屋外での携帯電話の使用は控え、なるべく人通りの多く明るい通りを選んで

通行するようにしてください。

◆強盗（マルカ、ラケテオ）

A T M等で現金を引き出した直後の人や、空港や飲食店内等で高級腕時計や貴金属類を身につけている相手をマークして適当な場所で襲う「マルカ強盗」、通行人を無作為に襲う手口（「ラケテオ強盗」）のほか、深夜の長距離バスやレストランや銀行等の店舗を狙った強盗も発生しています。このほか、信号待ちや渋滞停車中に車の窓ガラスを割られ、携帯電話やバック等貴重品を盗まれる「窓割り強盗」も発生しています。

これらの強盗はかなりの確率で銃器を所持していること、付近に仲間が潜んでいることを念頭において、もし被害に遭った際は、絶対に抵抗することのないようにしてください。

◆タクシー強盗

流しのタクシーを利用した際に、人気のないところに連れ込まれ、金品を奪われたり、そのままA T Mまで連れていかれ、引き出した現金を奪われた後に解放される手口も増えています。タクシーを利用する際には、配車アプリやホテル等に滞在している場合には信用できるタクシーを呼んでもらうようにし、乗車前に必ず自分が手配した車両とナンバーや運転手が一致する確認することを怠らないようにしてください。

◆昏睡強盗

外国人観光客の多いミラフローレス区等の飲食店で発生しています。他人から勧められた飲み物の中に混入された強力な薬物の影響で、意識が朦朧としている間に所持品を盗まれたり、カード類の暗証番号を聞き出されるといった手口が多発しています。知らない人から勧められた飲み物には注意してください。

◆現金自動支払機（A T M）を使った犯罪

A T Mを利用する際に、巧妙な手口でカード情報や暗証番号を盗まれるケースです。主な手口は以下のとおりです。

- 【手口1】A T M周辺に小型ビデオカメラを設置し、カード情報及び暗証番号を盗撮する。
- 【手口2】A T Mの操作画面や暗証番号入力ボタンの上に、偽物の機器をはめ込み、利用者のカード情報や暗証番号を不正に読み取る。
- 【手口3】A T Mのカード差し込み口にキャッシュカードが詰まるような細工を行い、利用者が困っているところに助けるふりをして近付き利用者の暗証番号を盗み見る。その後、A T Mからカードを引き抜くことができない利用者に「このカードはこのまま諦めて、新しいカードを発行してもらおうといい」と言い、利用者が立ち去るのを待って、キャッシュカードを盗む。

◆インターネット犯罪被害

クレジットカードを利用する際は、店員にカードをどこかへ持っていかせることなく、必ず目の前で端末を操作するようにし、暗証番号を入力する際は、付近に手元を映している防犯カメラがないか確認する、手元をもう片方の手で隠す等の手段が有効です。また、決済後、すぐに携帯電話に通知が来るように設定しておくことで不正利用にいち早く気づき、被害を最小限に防ぐことができます。

銀行や携帯電話会社を装った勧誘やアンケートの電話やメッセージが届くこともありますが、そのような連絡に不用意に個人情報を伝えたり、入力したりすることのないよう、注意が必要です。銀行や携帯電話会社に連絡を取る必要がある際は、ホームページ等で連絡先を調べた上、こちらから連絡するようにしましょう。

個人情報が流出してしまうと、その内容が犯罪グループの間で取引され、別の犯罪に利用される恐れもあります。

2 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居選択時における留意点

- セレナスゴ（(地方自治体が配置している警備員)）が巡回警備を行っている安全なエリアを選択する。
- 一戸建てよりアパート・マンションなどの共同住宅が望ましい。一戸建て住宅を選択する場合には、防犯設備を確認すると共に、必要に応じて追加の防犯処置を施す。
- アパート・マンションなど共同住宅は、防犯設備に加え、警備員やポルテロ（守衛）の常駐を確認するとともに、侵入盗被害防止の観点から3階以上（最上階は除く）を選ぶことを勧める。
- 玄関の扉にはピッキングや破壊に対する高い防犯機能を有する鍵を設置するほか、ドアスコープやチェーン錠を取り付け、扉を開ける前には必ず外部を確認すること。不意の来訪者に対しては対応しないことも防犯上重要である。
- 窓は常に施錠ができるよう良好な状態を保ち、窓に強力な飛散防止テープを張ることを勧める。
- 主寝室ドアには、鍵・ドアスコープを設けるほか、通信手段（携帯電話等）を確保しておく。
- 管理人や警備員とは良好な関係を保ちつつ、プライベートな情報は与えない。
- 防犯面・防災面から自家発電機や貯水タンク等が設置されている物件が望ましい。
- 共同住宅では、共用スペースの防犯設備（玄関施錠・駐車場の出入り・防犯カメラ等）について確認する。

(2) 電話に関する留意点

- 電話を受ける場合は、先に氏名を名乗らず、まず相手を確認する。
- 子供には電話を受けさせないようにする。その家に子供がいることを知らせることになり、誘拐を誘発することになる可能性がある。
- 自分の電話番号は信頼できる人以外には教えない。
- 間違い電話の場合、間違いであることだけを伝え、自分の氏名等は教えない。
- 嫌がらせ又は悪戯の電話は一方的に切る。場合によっては電話番号を変更する。

(3) 鍵の管理に関する留意点

- 予備鍵は最小限にし、全ての鍵の本数を把握する。また、定期的に本数を確認する。
- 家屋の入居時は全ての鍵を交換する。
- 予備鍵を作成する際は、信頼できる業者に依頼する。
- 携行する鍵や鍵束には所有者の個人情報及び鍵の種類が判明するような情報は一切つけない。身分証と鍵は別々に携帯する。
- 鍵を他人（使用人等）に預けることは避ける。

○使用人を変更した場合は、鍵を交換する。

(4) アラーム（警報装置）に関する留意点

○警備員やポルテロ（守衛）の常駐していない住宅では、警備会社に直結する警報装置を設置する。

○警報装置の取扱い方法を家族全員が理解しておくこと。

(5) 使用人に対する留意点

○採用前には面談を行い、身分証明書の確認、家族構成、経済状況の把握に努める。

採用後も常に動向に注意する（前任者等からの紹介であっても同様）。

○使用人には十分に安全教育を行う（電話及び訪問者への対応要領、子供への安全配慮等）。

○使用人に対して家族の仕事、外出先、帰宅時刻等行動を予想されるような話は極力しない。

○使用人の家族、知人を自宅内に入れないようにし、また家族不在時に使用人の判断で部外者を自宅内に入れられないよう教育する。

○夜間、使用人に起こされても不用意に寝室の扉を開けない。

○解雇する際、使用人が逆恨みしたり、盗みを働いたりする可能性があるため、解雇する時期、解雇を告げてから実際に辞めさせるまでの期間等は慎重に決定する。また、解雇後も注意を怠らない。

○7月、12月のボーナス時期は強盗事件が増加する傾向にあることから、使用人にボーナスを渡す場合は、時期や帰宅時間等についても配慮する。

○運転手については、下記の点についてしっかりと指導する。

・デモや抗議活動の行われている場所には近づかない。

・通勤ルートは定めない。

・強盗への対処要領（信号停車時の前車との車間距離の確保や、平素からの複数走行ルートの選定など）。

3 交通事情と交通事故防止

(1) 道路事情

当地では、一部主要幹線道路を除いて殆どの道路が一方通行となっています。また、リマでは道路の舗装率は比較的高いですが、各所に陥没、ひび割れ等が発生しており、さらに車線区分の線が不鮮明で非常に運転しにくい道路環境です。

ドライバーの運転のマナーは最悪で、信号無視、逆行、合図なしでの車線変更、強引な割り込み、急発進、急停車、迷惑駐車等は日常的に発生しています。また、信号や道路標識の類は日本とほぼ同じですが、停電、故障、破損等により認識が難しいものが多いので、注意を要します。

シートベルトの着用は、運転席、助手席だけではなく後部座席についても義務づけられており、着用していない場合は、運転手に対して罰金が科せられます。シートベルトが壊れている車両もありますが、そのような車両に乗るのは止めた方がよいでしょう。

(2) 交通事故防止のための留意事項

ア 歩行時の留意点

- 歩行者を優先するという意識がないので、歩行の際は車両と対面する方向に歩行し、また青信号の横断歩道を渡っているときも常に車両の動きに注意する。
- 夜間は車両の速度が昼間より増し、信号無視や無灯火で走行する車両が多々いるため、道路横断時は特に周囲に気を配る。

イ 運転時の留意点

- 信号等で停止する際は車間距離を取り、不審者に注意する。
- 夜間は特に信号を守らない車や、特に週末は飲酒運転の車が増えるため、たとえ進行方向の信号が青であっても、交差点を通過する際は左右に注意する。
- 交通量の多い通り、または街灯が多く明るい通りを走行する。
- バックミラーやドアミラーを頻繁に確認し、尾行などの不審車両に注意する。尾行されていると判断した場合は、警察署または警察官が常駐している場所に避難する（停車することは危険）。
- 走行時、窓は全て閉め、扉は全てロックし、荷物は座席等の外部から見えるところに置かない。
- 駐車場は監視員のいる場所を利用し、路上駐車は極力避ける。また駐車時も座席に荷物を放置せず、外からその存在が分からないよう、トランク内に移動させる。車内に残された貴重品を狙った車上狙い被害も多発中。
- 乗車する前には、自車に接近する手前から車両の付近に不審者がいないか確認し、車両に近づいた後に再度周囲を見渡して接近してくる人物に注意する。また、車内の異常の有無も確認する。
- 車両には盗難防止用アラームを取り付け、たとえ短時間の停車でもアラームを作動

させる。

○ヒッチハイカーは、男女を問わず絶対に乗せない。

○非常時に備え、燃料は常時半分以上確保しておく。

(3) 交通事故の際の留意点

その場の示談ですむ場合もありますが、自身が被害者、加害者のいずれであっても、警察や保険会社に連絡して現場を保存するとともに指示を仰ぐと良いでしょう。保険請求時には、警察の証明書が必要となる場合があります。また、相互に運転免許証、身分証明書、保険証、車両の所有者を示す証明書、車のナンバーを確認することが大切です。

また、事故当事者同士の話し合いでは、後の賠償交渉等で不利になるだけですので、保険会社や同僚等に応援を求めるのも良いでしょう。たとえ自分に責任がある場合でも、安易に謝らないことが大事です。事故のせいで車載の荷物が壊れた等、事故に乗じて不当な賠償を要求してくる詐欺のようなケースも発生しているので、そのようなトラブルに巻き込まれた場合はすぐに警察やセレナスゴを呼びましょう。なお、相手が逃げようとする場合に追いかけると暴力をふるわれる場合もあるので、対応は保険会社等に頼むほうが無難です。

事故処理に気をとられ、バッグ等の貴重品を車中に放置して車両から離れた隙に、盗難に遭うことがありますので、持ち物への注意も怠らないようにしてください。

なお、交通事故強制保険（SOAT）は加入義務となっていますので、必ず加入しておくようにしましょう。

(4) 駐車違反・速度違反等交通違反で取締りを受けたとき

交通違反で警察に捕まった場合、日本と同様に交通違反切符を渡されます。違反切符の指示どおりに罰金を支払えば手続きは完了します。交通違反の形態によっては、車両及び運転免許証を警察に没収されることもあります。支払い証明書をその警察署に持参すれば車両及び運転免許証は返還されます。また、車検情報も必ず提示を求められますので、車に常備しておきましょう。

4 外出の際の留意点

- 外国人登録証は、当国の法律により携帯が義務づけられているため（携行していない場合は罰金が科せられる）、自宅を出る際には必ず携帯する。
- 通勤・通学・買い物等は、時間帯・経路を不定期に変更する。
- 自宅周辺または勤務先付近に停車している不審車両には注意する。
- 日没後は、徒歩による単独外出は避ける。
- 貴金属類・高級な時計等の高価な品物は身に付けない。
- 多額の現金は持ち歩かず、財布への現金の出し入れ時には人目に付かないよう注意する。
- 常に周囲の状況や人の動きに気を配り、「狙いやすい」と判断されないよう注意する。
- 見知らぬ人から不意に話しかけられても、相手にせず取り合わない。
- 最新の治安情報を入手し、治安が良くないとされる地域への立ち入りは避ける。
- タクシーを利用する場合には、信頼できるタクシー会社やラジオタクシーを利用する。流しのタクシーは使用せず、配車アプリを活用する。
- 車での移動の際は、バック等の手荷物を膝上や空いた席上には置かず、足下やシート下、トランク等、外から見えない場所に置く。
- 携帯電話をひったくりに遭う被害が非常に多いので、携帯電話は、公共バス内や通りでの使用を控えるほか、リュックやカバンごとひったくられることも想定して注意する。

5 旅行の際の留意点

- 外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) の渡航情報を確認し、最新情報を入手する。
- 外務省海外旅行登録「たびレジ」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に登録して、旅行先の最新の渡航情報や、緊急事態発生時の当館等からの連絡メールを受け取れるよう準備する。
- 地方への旅行は極力空路を利用する。車両による首都圏外の遠隔地への移動は日中に限定し、日暮れ前には目的地に到着（帰路も同様）できるよう計画する。可能であれば複数車両で行動することを勧める。
- 長距離バスは、運転手の不注意運転や車体の整備不良等により事故が多発していることを念頭に、できるだけ使用しない。使用する場合は、極力信頼できるバス会社を選び、夜行バスはなるべく使用しない。
- 旅行を計画する場合には安全面を優先させ、報道・I P E R U等の関係機関から治安情報等の必要な情報を入手する。治安状況によっては旅行の中止を検討する。
I P E R U（ペルー貿易観光促進庁旅行者支援インフォメーションセンター）（英語可）
 - ・ TEL : (01) 616-7300 (24H)
 - ・ WhatsApp: 94449-2314 (24H)
 - ・ メール: iperu@promperu.gob.pe
- ホテル内や長距離バス内での置き引きや盗難被害が多発しているため、貴重品の管理に細心の注意を払う。
- 旅行日程を同僚等信頼できる人に知らせておく。
- 現地旅行代理店を選ぶ際は、下記ペルー通商観光省（M I N C E T U R）のホームページより、正規に同庁に登録された旅行会社かどうか予め確認する（旅行代理店による詐欺やサービス不履行によるトラブルの可能性を念頭に予め信用のおける代理店かどうか十分確認する）。
<https://consultaslinea.mincetur.gob.pe/directoriodeserviciosturisticos/DirPrestadores/DirBusquedaPrincipal>
- ※現地旅行代理店、ホテル、レストラン、航空会社とのトラブルに巻き込まれた場合、まずは各社ホームページや店舗備え付けのクレームブック（Libro de Reclamaciones）にクレームを登録することが可能です。上記実施後も一向に解決されない場合、警察に被害届を出していただくほか、国家競争・知的所有権保護庁（I N D E C O P I）にご相談ください。
国家競争・知的所有権保護庁（I N D E C O P I）：
<https://enlinea.indecopi.gob.pe/reclamavirtual/>（スペイン語）
- カヤックでの川下りやサンドバギー等の自然体験は、事故やそれに伴う機材の破損も頻繁に発生しますが、業者が保険等に加入していないことも多々あるため、予め十分

確認する。

- 当地の交通事情は最悪で、バイク・自転車でのツーリングは大変危険です。死亡事故につながるケースも発生していることから、治安・交通事情等の安全面を十分検討する。

6 一般犯罪に遭ったときの処置

(1) 現金・貴重品を盗まれたとき

届出は、事件発生地を管轄する警察署あるいは観光警察 (Policía de Turismo) で行います (被害状況にもよりますが、日本のように現場に警察官が来て、被害届を作成してくれるケースはほとんどありません)。警察署にて被害届の手続きを行う際は、**できる限り具体的に、被害発生状況・被害にあった物品等を説明してください**。特に、スリ・置き引き・強盗等の犯罪被害にあった場合については、その旨しっかり説明し、被害品の特徴 (型番、製造番号等) を被害届の内容に反映させるようにしてください。被害品がどこかで見つかった際にその特徴を基に還付を受けることができる可能性があります。身分証明書が盗まれてしまった際は、警察への届け出を済ませておくことで、それが万が一何らかの犯罪に悪用されたとしても、ご自身はその犯罪に関係していないことの証明になります。また、警察署で発行される盗難 (紛失) 証明書 (Denuncia Policial) は、貴重品等に保険がかかっている場合、保険会社に対して所定の手続きを行う際に必要となります。

また、犯罪被害に遭われた際には、以下の被害届を当館領事部にもお知らせください。いただいた情報を元に、今後の被害を防ぐためのお知らせの参考にさせていただきます。

被害届フォーマット <https://www.pe.emb-japan.go.jp/files/000501512.pdf>

なお、被害品を探して盗難品等が売られている闇市場等に行くことは大変危険ですので絶対行わないようにしてください。

(2) ペルー身分証明書を盗まれたとき

警察に盗難届を提出するのは勿論ですが、盗まれた身分証明書の悪用を防止するため、身分証明書の発行元に連絡して登録番号の無効処置を行う必要があります、その上で新しく身分証明書を発行してもらうこととなります。

(3) 旅券 (パスポート) を盗難、紛失、焼失又は汚 (破) 損したとき

速やかに日本大使館領事部で旅券紛失の手続きを行い、新たな旅券等の手続きを行ってください。

(日本大使館 HP)

https://www.pe.emb-japan.go.jp/itpr_ja/tonan.funshitsu_ryoken.html

(4) クレジット・カードを紛失又は盗まれたとき

カード会社に盗まれた旨を伝え、無効手続きを早急に行ってもらうことが重要です。その為、カード会社名、会社の電話番号、クレジットカードの発給番号と有効期間等の情報を控えておくことと便利です。携帯電話のアプリで利用中止の設定ができるサービスを提供している会社もあります。日本で発行されたクレジットカードの場合、海外からの対応窓口を事前に確認しておく、万が一被害に遭ってしまった場合でも、落ち着いて対応す

ることができます。

(5) 強盗・恐喝に遭ったとき

人命第一に行動することが大事です。当地では年少者でも銃器を携行している確率が高く、また強盗は必ず複数で行動しています。武器を所持している相手に抵抗したり、相手の神経を逆撫でするような行為、あるいは不用意に懐やポケットに手を入れる行為等（拳銃等の武器を取り出そうとしていると誤解される恐れがある）は絶対に避けてください。人に後を付けられていたり見張られている等といった異様な雰囲気気がついたら、近くの店に入るか、その場を立ち去りましょう。

(6) 空き巣に遭ったとき

扉や窓がこじ開けられているのを発見したときは、犯人が建物の中にいる可能性があるため、決して入らないでください。まずは、警察に通報し、警察官や警備員を伴って中へ入ってください。中へ入ったら、現場を保存しつつ、何が盗まれたか記録（メーカー、色、型番号等）し、被害届を出してください。なお、被害にあった原因を確認し、必ずその防犯対策を講じて被害の再発防止に努めてください。

(7) 近くで銃声を聞いたとき

流れ弾を避けて一旦低い姿勢をとり、周囲の状況に応じてなるべく現場から離れるようにしてください。

7 テロ・誘拐対策

誘拐は、実行前に犯人グループによる綿密な調査活動が行われることが多く、出退勤時の勤務先付近又は自宅付近での犯行が最も多く発生しています。通勤ルートを複数用意しておくとともに、毎日の出発・到着時間をずらすことにより、誘拐のリスクを低下させることが可能とされています。また、車両での帰宅時に駐車場に入るために停車した瞬間に付近に隠れていた犯人に襲われる事例が多いことから、帰宅時には必ず自宅周辺を観察してください。普段見慣れない不審者や不審車両がいる場合は、その場で停車することなくやり過ごし、不審車両に複数の男が乗車していたり、こちらを伺うような素振りがあれば、迷わずに警察に通報してください。使用人を通じて、普段の行動パターンや資産情報が犯罪グループに漏れてしまい、被害に遭うケースも発生しています。使用人や運転手であっても、安易に必要以上の情報を教えたりすることのないように心がけましょう。万が一の誘拐事件に備え、必要なデータ(氏名、住所、旅券番号、身分証明書番号、身体的特徴、自動車番号、趣味や所属クラブ、医療記録、家族相互のキーワード等)を自宅や勤め先に資料として保管(必要な時にいつでも取り出せる体制)しておくことが必要です。これらのデータは、交渉者が誘拐された本人と断定する際に必要となります。

また、普段から出勤直後又は帰宅直前に自宅へ連絡を行う習慣があれば、万一誘拐事件が発生した場合、これを早期に察知することができます。

不幸にも誘拐事件が発生したら、直ちに大使館へ通報してください。事件解決に最大限の協力をします。

8 自然災害

(1) はじめに

ペルーは、環太平洋地震帯に位置し、国内に海岸地帯（Costa）、山岳地帯（Sierra）、熱帯雨林地帯（Selva）と大きく異なる自然環境を有しており、「地震・津波」、「大雨・土砂災害」、「火山活動」等の高い自然災害リスクを抱えています。災害の傾向には地域差があるため、お住まいの地域において発生する可能性が高い様々な自然災害について、あらかじめよく把握しておくことが重要です。

(2) 「地震・津波」

ペルーは環太平洋地震帯に位置しており世界の地震活動の約85%が集中する地震・津波多発国であり、2001年、2007年と相次いで発生したマグニチュード8を超える大地震によって、数百名の死者と数万の建物の倒壊・大破という大きな被害を受けています。2019年にもマグニチュード8の大地震が北部で発生しています。また、1974年には、首都リマ直下でマグニチュード8の地震が発生しています。

「地震・津波」への対処

- 慌てず、命を守ることを最優先に行動してください。
- 屋内であれば「S」サインがついた場所又は机の下等安全な場所に待避してください。
- エレベーターは使用せず、階段を利用してください。
- 地震後はガスの元栓を消して、火事を発生させる原因を取り除いてください。
- 窓から離れ、物の落下に気をつける（普段から落下しそうな物を棚にのせない）
- 建物脱出の出口が離れている場合は、建物内の安全な場所に身を寄せてください。
- 回線混雑回避のためショートメッセージ（SMS）やチャットアプリを利用してください。
- 海の近辺にいる際に地震が発生した場合は、津波の情報を確認し、高台に上がる。
- 余震に注意し、倒壊のおそれのある建物から離れてください。
- 地震の際、落下物等でけがをした場合は、隣人や知人等に知らせる
- 必要に応じて消防車（116）、救急車（106）を要請し、救援を依頼する。

(3) 「大雨・土砂災害」

ペルーは、例年12月～3月が雨期となり大雨やそれに伴う洪水・土砂崩れ等の被害が発生しています。主に熱帯雨林地帯（Selva）においては長期間に及ぶ大河川の氾濫が、また、主に山岳地帯（Sierra）と海岸地帯（Costa）においては比較的洪水期間は短い（数時間から数日）ものの、排水設備が十分でない場所もあり河川氾濫や土砂災害（Huayco と呼ばれる土石流災害）を引き起こす場合があります。また、エル・ニーニョ現象（※）が発生した場合には、より広範囲に大雨になります。河川の氾濫や土砂災害などが発生すると、道路が寸断されますので、雨期の陸路移動は事前に十分情報収集する必要があります。

（※）エル・ニーニョ現象とは、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米のペルー沿岸にかけての広い海域で海面水温が平年に比べて高くなり、その状態が1年程度続く現象。同じ海域で海面水温が平年より低い状態が続く現象はラ・ニーニャ現象と呼ばれる。

「大雨・土砂災害」への対処

- 雨期の時期が近づいたら、どの場所で土砂災害が起こり得るかを確認してください。
- 近隣地区の地滑りや土石流の訓練に参加しましょう。
- 急斜面、不安定な斜面、湿った丘陵地など、地滑りやがけ崩れが発生しやすい場所には近づかないでください。
- 大雨の際には、地滑りや土砂崩れに近いことを示す大きな音に注意してください。
- 土砂崩れが始まっていることに気づいたら、できるだけ多くの人に知らせ、可能であれば当局に通報してください。
- 事前に確認した避難経路を通過して避難し、直ちに土砂災害の影響範囲から離れましょう。
- 車を運転している場合は、地すべりの影響範囲からできるだけ離れ、徒歩・車のいずれでも安全な場所に移動してください。車の場合、地すべりの記録や写真を撮るために停車しないでください。

（４）「火山活動」

ペルーには16の活火山があり、多くが南部のモケグア・タクナ・アレキパ州に集中しています。特に、モケグア州のウビナス火山・アレキパ州のサバンカイヤ火山については2013年～2015年の間に大規模な噴火があった他、2019年にも噴煙を放出し噴火の兆候が見られるとしてペルー地球物理学研究所（IGP）より注意喚起が発出されています。2023年にはモケグア州のウビナス火山の噴火により、周辺地域に非常事態宣言が発出されています。

「火山活動」への対処

- 火山は、普段活動が落ち着いていても急に噴火する事があることから、常に避難することを想定してください。
- 火山の噴火によって影響を受ける可能性のある地域や避難経路を確認してください。
- 噴火による灰から身を守るために、眼鏡、マスク、帽子、体全体を覆う事の出来る衣服を用意しましょう。
- 避難警報（ホイッスル、サイレン、拡声器、ベルなど）が発出されたら、当局の指示に従って、安全な場所に避難してください。

(5) 事前の備え

正確な情報を迅速に入手できるよう、ペルー政府機関の情報発信をあらかじめ確認してください。なお、SNSはHPより速報性に優れています。

- (全般) 国家防災庁 (INDECI)
Facebook : <https://www.facebook.com/indeci>
X (旧ツイッター) : <https://twitter.com/indeciperu>
- (全般) 国家緊急オペレーションセンター (COEN)
X (旧ツイッター) : <https://twitter.com/COENPeru>
- (全般) 国家災害リスク予防研究センター (CENEPRED)
Facebook : <https://www.facebook.com/cenepred>
X (旧ツイッター) : <https://twitter.com/CENEPRED>
- (地震) 日本・ペルー地震防災センター (CISMID)
HP : <http://www.cismid.uni.edu.pe/>
- (地震、火山) ペルー地球物理学研究所 (IGP) HP : <https://www.gob.pe/igp>
地震情報 : <https://ultimosismo.igp.gob.pe/ultimo-sismo>
火山噴火情報 :
<https://www.igp.gob.pe/servicios/centro-vulcanologico-nacional/>
X (旧ツイッター) : https://twitter.com/igp_peru
- (地震) 米国地質学研究所 (USGS) (米国の地震研究所。全世界の地震状況)
HP : <https://www.usgs.gov/>
- (洪水) 環境省気象・水文国家サービス局 (SENAMHI) :
HP : <https://www.senamhi.gob.pe/?p=estaciones>
X (旧ツイッター) : <https://twitter.com/senamhiperu>
- (道路状況) 運輸通信省貨物旅客陸運局 (SUTRAN)

HP : http://gis.sutran.gob.pe/alerta_sutran/

- (道路状況) 運輸通信省運輸インフラ特別計画 (PROVÍAS NACIONAL)

HP : http://wsgcv.proviasnac.gob.pe/sgcv_emergenciavial

ご自宅及び勤務先周辺の災害リスクの高い地域や避難場所を事前に把握し、事前に集合場所を決めることをお勧めします。

(参考)

- ペルー全土のハザードマップ

<https://sigrid.cenepred.gob.pe/sigriv3/documento/1019>

- リマ市およびカヤオ市で大規模地震が発生した場合の被災状況シミュレーション

https://sigrid.cenepred.gob.pe/sigriv3/storage/biblioteca/10354_escenario-de-riesgo-por-sismo-y-tsunami-para-lima-y-callao.pdf

- ミラフローレス区 :

<https://www.miraflores.gob.pe/ante-un-sismo/>

※本手引きの最後に、「在留邦人用緊急事態対処マニュアル」と「緊急事態に備えてのチェックリスト」を掲載しています。緊急時の連絡方法や、備蓄品について掲載していますのでご参照ください。

9 緊急連絡先（リマ市内）

【在ペルー日本国大使館（Embajada del Japón en el Perú）】

住所：Av. San Felipe 356, Jesús María, Lima, Perú

TEL：219-9500（代表）/219-9551（領事部）

（開館時間：8：30－12：30、13：45－17：30）

※上記時間外及び閉館時に在留邦人、旅行者が関係する事件・事故などが発生した場合は、大使館代表電話（219-9500）へおかけいただき、音声ガイダンスに従って「3」番を押していただければ、転送サービスのオペレーターにつながります。

【警察】

緊急時（犯罪に巻き込まれたとき）

TEL：105（日本の110番に当たる）

（1）主要観光警察（Policía de Turismo）

○リマ市内観光警察署（Policía de Turismo）

リマ北部（Comisaría de Turismo Lima Norte）

Jr. Almirante Guisse 1715, Lince (esquina con Jr. Belisario Flores)

Tel：98012-1467

リマ南部（Oficina Especializada de Turismo en la Comisaría de Miraflores）

Calle GeneralVidal 230, Miraflores

Tel：96461-9553

※リマ北部とリマ南部の観光警察の管轄地域は、ハビエルプラド大通り（Av. Javier Prado Este/ Oeste）より北がリマ北部、南がリマ南部ですが、事前に確認することをお勧めいたします。

○カヤオ市内観光警察署

Av. Miguel Grau Cdra.10 S/N, La Punta, Callao

Tel：96459-6517

カヤオ市ホルヘ・チャベス国際空港内支局

Av. Elmer Faucett 30-31 S/N, Callao

Tel：95901-2275

空港の13番出入口（国内線到着エリア付近）に向かって右側

○クスコ市観光警察署

Plaza Túpac Amaru S/N, Wanchaq, Cusco

Tel：084-23-5123, 94531-0990

（2）主要警察署（Comisaría）

○リマ市内警察署

・ミラフローレス区

ミラフローレス署 Calle General Vidal 230, Miraflores
Tel: 98012-1768

・サン・イシドロ区

オランティア・デル・マル署 Av. Ejército 2075, San Isidro
Tel : 98012-2499

サン・イシドロ署 Calle Antequera 116, San Isidro
Tel : 94196-8256

○クスコ市警察署

Av. Regional 902, Cusco
Tel : 98012-1879

(3) ホルヘ・チャベス空港

警察外国人課 517-1841

【セレナスゴ : Serenazgo (地方自治体が配置している警備員)】

逮捕することなどの法執行権限は持っていませんが、近隣住民とのトラブル(騒音等)、酔っ払い対応、あるいは子供がエレベーターに閉じ込められた等のトラブル等の対応を行います。

Barranco : 989-463-544 (WhatsApp も可能), 741-8901, 741-8902, 741-8903

Miraflores : 350-9090

Jesús María : 634-0100, 940-378-494 (WhatsApp のみ)

San Borja : 631-1000, 952-429-854 (WhatsApp のみ)

La Molina : 754-5000, 978-342-314, 978 324 838

San Isidro : 319-0450

Lince : 619-1802, 969-448-105

Surco : 411-5555

【消防・救急車】

リマ市等を対象エリアとして救急車を呼ぶことができます。また、年間契約者へ有料で救急サービスを行う会社もあります。

救急車 : 106 (日本の119番に当たる)

※カヤオを対象エリアとして救急車を呼ぶ場合:429-8128

※社会保険 (Es Salud) 加入されているリマ市及びカヤオ憲法特別市の在住の方は117番で救急車を呼ぶことができます。

※リマ市外では緊急電話の番号が上記と異なりますので、リマ市外に旅行する際には、目的地での必要な電話番号をあらかじめ確認しておいてください。

消防 : 116

【主な医療機関】

◎リマ市内

クリニカ・アングロ・アメリカーナ (Clínica Anglo Americana)

住所 : Calle Alfredo Salazar N350, San Isidro, Lima

Tel : 616-8900 / 一般診察予約 : 616-8910

外来診療時間 : 救急外来は24時間体制。

クリニカ・デルガド・アウナ (Clínica Delgado Auna)

住所 : Calle General Borgoño, Miraflores, Lima

Tel : 377-7000

外来診療時間 : 救急外来は24時間体制。

クリニカ・サン・フェリッペ (Clínica San Felipe)

住所 : Av. Gregorio Escobedo 650, Jesús María, Lima

Tel : 219-0000

外来診療時間 : 救急外来は24時間体制。

日秘百周年記念病院 (Clínica Centenario Peruano Japonesa)

住所 : Av. Paso de Los Andes 675, Pueblo Libre, Lima

Tel : 208-8000 内線 6001

外来診療時間 : 救急外来は24時間体制。

◎クスコ

シマ診療所 (Centro Medico CIMA)

住所 : Av. Pardo Paseo de Los Heroes 978, Cusco

Tel : 084-255550

外来診療時間 : 救急外来は24時間体制。

◎クスコおよびマチュピチュ

クリニカ・パルド (Clinica Pardo)

住所 : Av. de la Cultura 710, Cusco

Tel : 989 425 312 / 989 428 973 / 084 231 718

外来診療時間 : 救急外来は24時間体制。

10 緊急時の言葉（スペイン語）

（単語）

泥棒：ラドロ（ladrón）、ラテロ（ratero）

助けて：アウシリオ（auxilio）、ソコーロ（socorro）、アジュデメ（ayúdeme）

警察：ポリシア（policía）

日本国大使館：エンバハーダ デル ハポン（Embajada del Japón）

（文章）

ここはどこですか：

ドンデ エストイ？

（¿Dónde estoy?）

警察署はどこにありますか：

ドンデ エスタ ラ コミサリア？

（¿Dónde está la comisaría?）

盗難証明書を作ってください：

ネセシート ウン セルティフィカード デ デヌンシア ポリシアル

（Necesito un Certificado de Denuncia Policial.）

日本大使館はどこにありますか：

ドンデ エスタ ラ エンバハーダ デル ハポン？

（¿Dónde está la Embajada del Japón?）

病院はどこにありますか：

ドンデ エスタ ウナ クリニカ？

（¿Dónde está una clínica?）

強盗に襲われました：

メ ロバーロン

（Me robaron.）

救急車を呼んでください：

ポル ファボール、プエデ ジャマール ウナ アンブランシア？

（Por favor, puede llamar una ambulancia?）

電話を貸してください：

プレステメ エル テレフォノ ポル ファボール

（Présteme el teléfono, por favor.）

在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

ア 当地に3か月以上お住まいの方は在留届（記載事項変更届及び帰国届）の提出をお願いします。在留届が提出されていないと、緊急時に当館より連絡が出来ません。また住所・電話番号・Eメール等の連絡先を変更された場合は、その都度変更手続きを必ず行ってください。

イ 緊急事態はいつ起こるとも限りません。予めそのような場合の家族間、企業内での緊急連絡方法について決めておいてください。また、お互いに所在を明確にするようにしてください。

ウ 緊急事態発生の際の連絡等については、当館から直接各在留邦人の皆様へ連絡します。ただし、電話回線等が使用できない場合、外務省では、NHKワールド・ラジオ日本を通じて短波放送で情報提供等を行うことがありますので、短波放送が受信可能なラジオを備えておくことをお勧めします。なお、同ラジオの南米での周波数は、7380kHz（令和6年2月現在）ですが、周波数は年2回、春と秋に変更されますので、最新の情報は <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/> にてご確認ください。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

ア 一時避難場所及び連絡方法の検討

大規模自然災害又は内乱等による戦闘、騒乱などの事態が勤務中や外出中に発生した場合の一時的な避難場所を常日頃から頭に入れておくことが重要です。

イ 緊急時避難先

当館が指定する緊急避難先は以下のとおりですので、同避難先の位置を確認し、そこに至るルートを決つか検討しておいてください。また、同避難先への避難が困難な場合は、各地区で避難場所を定めている場合がありますので、予め各自で確認を行ってください。

①ペルー日本国大使館 Av. San Felipe 356, Jesús María, Lima, Perú
Tel: +51-1-219-9500

②日本国大使公邸 Av. Javier Prado Oeste 2220, San Isidro, Lima

③リマ日本人学校 Calle Las Clivias (Antes Calle "A") No. 276, Urb. Pampas de Santa Teresa, Surco, Lima
Tel: +51-1-345-2385

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

ア 旅券、現金、非常用食料等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておいてください。

イ 緊急時には、空港閉鎖や道路寸断等のため、一定期間自宅で待機せざるを得ないこともありますので、非常用食料、医薬品等を必ず準備しておいてください。

ウ 本手引き最終頁に「緊急事態に備えてのチェックリスト」を掲載していますので、御利用ください。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生、または発生する恐れのある場合に、当館は邦人保護に万全を期すため、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い随時通報いたします。平静を保ち、デマ等流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないよう注意してください。

(2) 状況の把握・報告

緊急事態発生の際には、各自で現地の報道、衛星放送、テレビ等の視聴による情報収集を心掛けてください。

(3) 大使館への通報等

ア 情報の共有

現場の状況で、通報する必要があると思われるものは、随時、大使館に通報してください。他の在留邦人の方への貴重な情報となります。

イ 被害の報告

自分や自分の家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ、その恐れがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を大使館に報告してください。

ウ 相互の協力

緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。大使館から在留邦人の皆様に種々の助力をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。

(4) 国外への退避

ア 事態が悪化し、各自または派遣先の会社等の判断により、あるいは大使館の勧告により帰国又は第三国へ退避する場合、その旨を大使館へ通報してください（大使館への連絡が困難である場合は、日本の外務省海外邦人安全課《TEL：〈代表〉03-3580-3311》へ通報してください。）。

- イ 大使館が「退避勧告」を発出した場合、一般商業便が運航している間には、同便を利用し可能な限り早急に国外へ退避してください。一般商業便の運航がなくなった場合、あるいは満席で搭乗できない場合等には、臨時便の利用や、状況によっては、陸路、海上ルートを利用して退避することもあり得ますので、大使館からの情報に注意してください。
- ウ 事態が切迫し、大使館が退避または避難のための集合を指示した場合には、連絡のあった緊急避難先に集結してください。その際、しばらくの間、同避難先で待機する必要があることも想定されますので、できる限り非常用物資を持参してください。また、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にして、身軽に行動できるようにすることが肝要です。
- エ 国外への退避の際、旅券の有効期限が切れていると、スムーズな退避ができない可能性がありますので、平素から旅券の有効期限にご注意ください。なお、ペルーの入国には旅券の有効残存期間が6か月以上ないと入国拒否されますので必ず渡航前にご確認ください。

緊急事態に備えてのチェックリスト

1 旅券、外国人登録証

6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6か月以下の場合には、当館に切り替え発給の申請を行ってください。）。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れ無く記載しておいてください。また、下段に血液型を記入しておくことをお勧めします。

外国人登録証、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。ペルー出国の際には、常に有効期限を確保したものにしておく必要があります。

2 現金、デビットカード及びクレジットカード

現金は家族全員が約10日間生活できる程度の最低限の外貨及び当座の必要のため現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

3 自動車の整備等

- (1) 常時整備しておくよう心掛けてください。
- (2) 燃料は常時十分入れておくようしてください。
- (3) 車内には、常時、懐中電灯、地図等を備えてください。
- (4) 自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている方と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

4 常備品・携行品の準備

- (1) 衣類（長袖、長ズボンが適当。動きやすく、目立たないもの。麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。）や履物（履き慣れた靴で靴底の厚い丈夫なもの）
- (2) 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石鹸等）
- (3) 非常用食料等（米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォーター等を最低10日程度生活できる量）
- (4) 医薬品等（家庭用常備薬、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏）
- (6) 電池式携帯ラジオ（NHKワールド・ラジオ日本等の短波放送が受信できるもの）
- (7) 携帯電話の充電器、バッテリー
- (8) （乳児がいる方）ベビー用品（粉ミルク、紙おむつ、ほ乳瓶、薬等）
- (9) その他（懐中電灯、ライター、ろうそく、固形燃料、ナイフ、缶切り（栓抜き）、使い捨て食器類、割り箸、簡単な炊事用具、ヘルメット、眼鏡、マスク、食品用ラップ、軍手、ゴミ袋、予備電池、携帯トイレ、ウェットティッシュ等）

以上